

令和 6 年（行ウ）第 8 5 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

証拠説明書（甲 A）（2 1）

（甲 A 3 6 7 号証～甲 A 3 7 9 号証）

2 0 2 6（令和 8）年 2 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲 A367	令和 6 年国民生活基礎調査 1 世 帯 票 第 002 表 世帯数 一構成割合，世 帯構造・年次別 (写し)	厚生労働省 2 0 2 5 年 ただし、原告ら代理人 が形式面を修正 したもの。	昭和 3 0 年代の高度経済成長期に入り、「三世代世帯」の割合が減る代わりに「単独世帯」の割合が増えたほか、「夫婦のみの世帯」又は「夫婦と未婚の子のみの世帯」の割合が全体のおよそ半数を占めるようになったこと、近年は「夫婦と未婚の子のみの世帯」や「三世代世帯」の割合は減少する一方で、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合は増加傾向にあること、2 0 2 4（令和 6）年では、「単独世帯」が全世帯の 3 4 . 0 % に も及び最も多いこと。
甲 A368	人口統計資料集 (2 0 2 5) 表 6 - 2 3 性別 5 0 歳時の未婚割合，有配偶 割合，死別割合 および離別割合	国立社会保障・人口 問題研究所 2 0 2 5 年	5 0 歳時の未婚割合を示す“生涯未婚率”は、1 9 5 0（昭和 2 5）年には男性 1 . 7 5 %、女性 1 . 4 7 % であったこと、2 0 2 0（令和 2）年には男性 2 8 . 2 5 %、女性 1 7 . 8 1 % と著しく増加していること。

甲A369	令和6年人口動態統計 上巻 婚姻 第9. 1 1 表 全婚姻－初婚別にみた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差 (写し)	厚生労働省 2025年 ただし、原告ら代理人が形式面を修正したもの。	平均初婚年齢は、夫31. 1歳、妻29. 8歳であり、男女ともに晩婚化が進んでいること。
甲A370	人口統計資料集 (2025) 表6－2 種類別離婚数および離婚率：1900～2023年 (写し)	国立社会保障・人口問題研究所 2025年	離婚率は、1947(昭和27)年には約1%であったが、2023(令和5)年には1. 5%を超えるに至っていること。
甲A371	令和6年人口動態統計 上巻 婚姻 第9. 5 表 夫妻の初婚－再婚の組合せ別にみた年次別婚姻件数及び百分率 (写し)	厚生労働省 2025年 ただし、原告ら代理人が形式面を修正したもの。	2024(令和6)年において、いずれか一方が再婚である婚姻は11万7518組であり、婚姻全体の24. 2%となっていること。
甲A372	「結婚と家族をめぐる基礎データ」より抜粋 (写し)	内閣府男女共同参画局 2022年2月7日	1980(昭和55)年には4割を超えていた「夫婦と子の世帯」は、2015(平成27)年におよそ4分の1にまで減少していること、2020(令和2)年の時点でその後も減少傾向となることや、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合が増加することが予測されていたこと。実際にも、上記分析のとおり、近年、「夫婦と子の世帯」の割合はさらに減り、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合が増加しているものであり、今後も同様の傾向が続くことが予想されること、「児童のいる世帯数」は30年以

			上前の1986（昭和61）年に比べて、2019（令和元）年には600万世帯以上も減少しており、全世帯に占める割合も半分以上減少していること、夫妻の一方が外国人である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、2006（平成18）年の4.5万件、6.1%をピークに減少し、2019（令和元）年までは約2万件、約3.5%程度で推移していたこと。
甲A373	人口統計資料集（2025） 表6-16 夫妻の国籍別婚姻数：1965～2023年 (写し)	国立社会保障・人口問題研究所 2025年	夫妻の一方が外国人である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、2006（平成18）年の4.5万件、6.1%をピークに減少しているが、2020（令和2）年以降は、国際結婚（夫婦の一方が外国人）である件数は、2021（令和3）年は1万6496組、2022（令和4）年は1万7895組、2023（令和5）年は1万8475組と、再び増加傾向にあること。
甲A374	人口統計資料集（2025） 表7-13 夫婦のいる世帯の家族類型，子どもの有無，就業状態別一般世帯数：1985，2000，2020年 (写し)	国立社会保障・人口問題研究所 2025年 ただし、原告ら代理人が形式面を修正したもの。	2020（令和2）年の夫婦のいる一般世帯数2805万8000世帯の内、子のいる世帯数は1593万7000世帯であること。
甲A375	令和6年 人口動態統計 上巻 離婚第10.9表-1 年次別にみた夫妻が親権を行う子の数別離婚件数・親	厚生労働省 2025年 ただし、原告ら代理人が形式面を修正したもの。	2024（令和6）年の離婚届出数は18万5904件であるところ、このうち未成年の子がいる夫婦は9万5436件であること、父母が離婚した未成年の子は、16万4428人であること。

	が離婚した未成年の子数 (写し)		
甲A376	人口統計資料集 (2025) 表6-19 主要国の婚姻率 および離婚率: 最新年次 (写し)	国立社会保障・人口 問題研究所 2025年	2023(令和5)年の日本の離婚率は1.52であること、日本の離婚率は、ドイツ1.53、ノルウェー1.55、ポーランド1.55と比較しても著しく低いものではないだけでなく、イタリア1.4、オランダ1.36、ブルガリア1.41などよりも高い結果となっていること。
甲A377	人口年鑑 2024年 (Demographic Yearbook - 2024) 25. 離婚件数 及び婚姻期間別 の割合分布(利 用可能な最新 年: 2015~2024 年) (写し)	国際連合 統計局 (United Nations Statistics Division) 2024年 ただし、原告ら代理人が翻訳を加筆したもの。	国連統計局の離婚件数と婚姻期間別の割合分布についての調査。同調査では、アメリカは掲載されていないものの、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダは、離婚までの婚姻期間が10年以上であるケースがボリュームゾーンであるのに対して、日本は、婚姻期間が5年~9年以上であるケースが既に2割弱を占めていること、日本は婚姻関係が破綻し離婚となる期間が比較的短いことが明らかとなっていること。
甲A378	日本経済新聞デ ジタル記事 (写し)	日本経済新聞 2025年9月3 0日	日本経済新聞が、2025(令和7)年9月に、国内主要企業の社長(会長などを含む)に対して実施した「社長100人アンケート」では、選択的夫婦別氏制度の導入について、企業トップの9割超が賛成意見を示したこと、同記事では、経営者の声として、「姓の変更がキャリアやアイデンティティーに影響を与えることもあり、主に女性に手続きの負担が偏っている現状は改善すべきだ」、「個人の能力と無関係なところで不利益が生じる可能性のある現状は企業にとって優秀な人材の意欲をそぎ、能力発揮を妨げる」などのコメントが紹介されていること。

甲 A379	選択的夫婦別氏 制度に賛成する 自治体の意見書 等の可決状況 (写し)	原告ら代理人 2 0 2 6 年 2 月 2 1 6 日	地方議会においては、国に対して選 択的夫婦別氏制度の導入を求める意 見書が採択され続けていること、2 0 2 6 (令和 8) 年 2 月 1 6 日時点に おいて、かかる意見書が採択された 議会の合計数は 4 2 9 議会に及んで いること。
--------	---	------------------------------------	--

以上